

北上市告示甲第15号

北上市農業用先端技術機器等導入支援事業費補助金交付要綱（令和3年北上市告示甲第43号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（補助対象者） 第2 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する兼業農家又は専業農家（<u>法人組織等を除く。</u>）であって、納期が到来している市税を滞納していない者とする。 （補助対象機器） 第3 補助の対象となる機器は、生産効率の向上又は省力化によるコスト低減のために導入する機器のうち、次に掲げるものとする。ただし、トラクター、<u>田植え機及びコンバインを除く。</u> (1)～(4) [略] （補助対象経費） 第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）	（補助対象者） 第2 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する兼業農家又は専業農家（<u>法人及び集落営農組織（規約及び代表者を定め、農産物について共同で販売及び経理を行う組織をいう。）を除く。</u>）であって、納期が到来している市税を滞納していない者とする。 （補助対象機器） 第3 補助の対象となる機器<u>（以下「補助対象機器」という。）</u>は、生産効率の向上又は省力化によるコスト低減のために導入する機器のうち、次に掲げるものとする。ただし、トラクター、<u>田植機及びコンバインは、補助の対象としないものとする。</u> (1)～(4) [略] （補助対象経費） 第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

）は、<u>機器の導入</u>に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。 （補助金の額等） 第5 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。ただし、<u>導入する機器</u>が水稻用水管理システムの場合にあっては、10万円を上限とする。 （補助金の交付申請） 第6 [略] 2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回<u>とする。</u>	）は、<u>補助対象機器の取得又は操作に必要な資格、認定等の新規取得</u>に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。 （補助金の額等） 第5 <u>補助対象機器の取得に係る</u>補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。ただし、<u>補助対象機器</u>が水稻用水管理システムの場合にあっては、10万円を上限とする。 <u>2 補助対象機器の操作に必要な資格、認定等の新規取得に係る補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。</u> （補助金の交付申請） 第6 [略] 2 <u>補助対象機器の取得に係る</u>補助金の交付は、<u>同一年度において同一の補助対象者につき1回とし、補助対象機器1台までとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	